

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月18日
照会部署名 姫路年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 一般職 長崎 由子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 橋本

(案件)

(受付番号) No. 2010-410	別居における扶養認定について
------------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

下記のケースの場合の息子が別居中の父母を扶養に入れることができるかの判断をご教示ください。

被保険者（息子） 標準報酬月額 260千円
仕送り 月額 5万円

父 老齢年金年間 138万円
母 老齢年金年間 6万円
※ 父母は同居している。

別居の場合、仕送り額が対象者の年収より多いことを判断基準としていますが、このような場合はどう判断すべきでしょうか。

- ① 夫婦については相互に扶養義務が課せられており、夫婦で1つの家計を構成してると考え、合算した年金額が仕送りより多いため父母ともに認定できない。
- ② 仕送り額が母の年間収入より多いため、母は認定できるが父は認定できない。
- ③ 月額5万円の仕送りが、父母の生活をしていくうえで、必要不可欠なお金であることが申立書にて確認できた場合は、父母ともに認定できる。

本件の扶養認定について、単に仕送り額だけで判断することなく、家計の実態を調査し、その結果に基づき、父母ともに認定してもよいのではと判断します。

以上 ご教示お願ひいたします。

(回答)

健康保険の被扶養者の認定は、健康保険法第3条7項「主としてその被保険者により生計を維持するもの」であるかを判定することとなる。

ご照会の事例においては、

- ① 被保険者の仕送り額とご両親の年金額との比較
- ② 被保険者と別居
- ③ 民法第752条、民法第761条からも日常の生活費については、「夫婦一体原則」と考えるのが妥当

などから被保険者が、ご両親を「主として」生計維持をしているとは認められないため、扶養認定できない。

回答日 平成22年10月26日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上